

本報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

# 児童虐待による死亡事例等検証報告書

(平成20年9月 6歳児死亡事例)

平成24年6月

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

## 目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	本事例の概要	1
4	家庭の状況	2
5	事例の経過（福岡市における関与）	2
6	調査による事実関係	4
7	本事例の分析	5
8	提言（今後の課題）	6

### （参考資料）

福岡市における検証体制

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会 ・・・ 8

## 1 検証の目的

平成20年4月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」により、国及び地方公共団体に、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証の責務が規定されている（第4条第5項）。

児童虐待死亡等事例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対処の体制等を充実、強化することを目的とする。

## 2 検証の方法

本市における検証組織として、児童福祉審議会に「権利擁護等専門部会」を設置している。

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(平成20年3月14日の厚生労働省局長通知、平成23年7月27日改正)に基づき、専門部会は、児童虐待死亡事例等が発生した場合、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等、検証を行い、必要な再発防止策を検討する。具体的には、事務局からの事例に関する情報提供とともに、必要に応じて関係者からヒヤリング等を行い、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、①スタッフ、組織などの体制面の課題 ②対応・支援のあり方など運営面の課題、等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行うこととしている。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではなく、また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内各関係機関、国(厚生労働省)等に公表することとしている。

## 3 本事例の概要

平成20年9月18日、母と自宅近くの公園を訪れた小1男児（6歳）が、午後4時頃公園内のトイレ裏の外壁と柱のすき間で背中を壁にもたせかけ、座り込むような状態で倒れているのが見つかり、心肺停止状態で、同区内の病院に救急車で搬送されたが、午後5時過ぎに死亡が確認された。首にひも状のもので絞められたような跡があった。

当初、母は「子どもが行方不明になった」と自ら110番通報し、当日の調べには「午後3時過ぎに学校から帰宅した子どもを連れて公園にきた。トイレに行って戻った2、3分の間に行方が分からなくなった」などと言っていたが、不自然な点が多いことから、捜査本部が詳しく事情を聞いたところ、犯行を認めたため、平成20年9月22日、殺人と死体遺棄の疑いで母が逮捕された。「育児などの親子間の悩みのほか自分が病気を患っているため、将来を悲観し子どもを殺して自分も死のうと思った」などと供述した。

本事例は、平成23年3月に福岡地裁において母に懲役8年が言い渡され、同年4月に判決が確定した。

#### 4 家庭の状況

3人家族（年齢は事件当時）

父	33歳	会社員
母	35歳	無職
本児	6歳	小学校1年生

#### 5 事例の経過（福岡市における関与）

平成19年

- 4月 2日 母と本児がA市より福岡市B区(母の実家)へ転入。
- 4月10日 母が区保健福祉センター福祉介護保険課窓口に来所。  
保育所の入所申込み、児童手当申請（母が受給者として）あり。
- 5月 1日 母が区保健福祉センター健康課窓口に来所相談。  
母によると「A市から転入。本児がADHD疑いのため、A市の保健師に相談していた。C保育園に入園予定。今後も療育の希望があり、D療育機関に母から相談の予約を入れる予定。父が本児に手を挙げるなどがあり、父と別居中。」とのこと。
- 5月 2日 区保健福祉センター関係課（地域保健福祉課、福祉介護保険課）でカンファレンス。  
現在、A市からの連絡はなし。保育所入所予定。母は療育機関に予約を入れている。母によると父から本児への暴力があるとのことだが、別居により現時点では虐待は回避されている。今後の対応として、地域保健福祉課より母に連絡をとり、状況確認を行うこととする。
- 5月2日・7日・12日 地域保健福祉課より母の携帯電話に連絡。留守電メッセージを残す。
- 5月11日 C保育園入所(入所要件は父別居・母病気)。
- 5月16日 母から地域保健福祉課に電話相談。  
母によると「1歳時からA市の保育園に入園。本児の多動傾向については、E大学病院、F大学病院、A市の保健師や保育園に相談していたが、療育へのつながりはなかった。D療育機関に相談予約済み。多動は以前より落ち着いているが、ときどき羽目を外す。  
父がしつけのためと本児に手を挙げる、怒るなどがあったため別居したが、また家族3人で生活しようとして話し合っている。」とのこと。
- 5月17日 母と母方祖母と本児がD療育機関の初回受診。  
本児は年齢相応の精神発達が見られるが、多弁な傾向は認められた。保育園での様子を聞き、継続相談となった。
- 同日 母と本児がD療育機関からの帰りに地域保健福祉課に来所。  
母によると「D療育機関の心理面接時、本児は座ってしっかり課

- 題に取り組んでおり、今の状況であれば通常学級で問題なしと言われた。」とのこと。
- 5月21日 地域保健福祉課よりD療育機関に連絡。  
D療育機関の面接時には多動は認められず、知的にも年齢相応の力を持っていた。現状では、通常学級でも通学できると考えている。今後、療育が必要かどうかは、経過を見て検討していく予定。連携を確認する。
- 6月7日、15日、22日 地域保健福祉課より母の携帯電話に連絡。留守電メッセージを残す。
- 7月17日 母が地域保健福祉課に電話。  
母によると「市営住宅の抽選は落選。しばらく父も一緒に母の実家で生活する予定。父は以前とは本児への接し方が変わってきた。手をあげないと約束もしている。」とのこと。
- 7月30日 母が福祉介護保険課窓口に来所。  
児童手当について母消滅届提出後、父を請求者として申請（父転入、同居によるもの）。
- 7月31日 D療育機関受診（2回目）。  
母は「自分は入院を勧められているが、以前入院したとき、本児が大泣きし大変だったので、入院しづらい。」と話す。  
D療育機関受診後、地域保健福祉課で母と面接予定だったが来所なし。
- 8月1日 地域保健福祉課より母の携帯電話に連絡。留守電メッセージを残す。
- 8月22日 母が教育委員会の就学相談会に参加。  
本児が学校で座っていただけるか心配で就学相談を受けたいと希望。
- 8月29日 D療育機関受診（3回目）。  
母は「自分の体調が悪く、入院を勧められている。祖母の入院により家事負担が増えた。本児の扱いに苦慮している。」など話す。
- 9月25日 D療育機関受診（4回目）。  
母の仕事復帰のため、土日に利用できる相談機関の紹介依頼あり（D療育機関がF大学臨床心理センター紹介状作成）。
- 同日 母が地域保健福祉課に来所。  
母は10月から働くことを検討中。本児は活発に動いているが、視線を合わせてコミュニケーションはとれる状況。
- 11月12日 教育委員会の就学相談会の結果、通常学級の判断がでている。
- 11月 母がD療育機関に連絡。  
F大学病院受診の報告があり、「本児が広汎性発達障がいと診断された。」とのこと。
- 11月 母がC保育園に相談。  
母によると「アスペルガー症候群と診断された。」とのこと。母は症状や具体的な対応の仕方について記した手紙を持参した。
- 12月 母が教育委員会で就学について相談。  
母によると「本児が発達障がいの診断を受けたので、通常学級は

心配。特別支援学級を希望。特別支援学級が設置されている学校の校区への転居を考えている。」とのこと。

## 平成20年

- 2月1日 C保育園からG保育園へ転園。  
父母と本児が特別支援学級のあるH小学校区に転居のため。
- 2月 母がG保育園へ相談。  
母は「本児に障がいがあり、園でも対応をお願いしたい。」と話す。
- 3月 母がG保育園に相談。  
医師からの指示書をもとに、母から保育園に本児に対する投薬依頼があった。本児は薬になれるまで、少しだるい感じや食欲がない様子が見られた。この投薬によりおとなしくなった。
- 4月11日 本児がH小学校特別支援学級入学。  
入学から事件当日まで、母から本児の養育や家庭等についての相談は担任や校長等になかった。また、本児に傷、アザ等なし。
- 9月18日 事件発生。

## 6 調査による事実関係

- (1) 母子はA市から母方実家（福岡市B区）に転入。「本児に対する父の暴力があるので父と別居している。また本児は落ち着きが無く、人の話を聞けないなど発達上の課題があるので療育専門機関に相談したい」と母は話していた。
- (2) 母からの相談時点では、父との別居により本児への暴力は回避されているため、虐待通告として扱っていない。その他には、区保健福祉センター及びこども総合相談センターのいずれも虐待通告は受けていなかった。
- (3) 保育園では、本児に関して虐待等の兆候は認められなかった。
- ①C保育園（平成19年5月から平成20年1月まで通園）  
登園時に必ず身体チェックを行い、精神面についても気をつけて見ることとしていたが、傷、アザ等は無く、虐待を受けている子にありがちな他児を叩く、担任に必要以上に甘えてくるということもなく、特に気になる点はなかった。母が怒鳴ったり、本児に手をあげることもなかった。
- ②G保育園（平成20年2月から3月まで通園）  
日常的に身体的なチェックを行ったり、本児の様子について観察してきたが、傷、アザ等は無く、虐待等は見られなかった。母は送迎の際に本児に穏やかに接し、怒ることもなくむしろ本児の言うがままという感じであった。
- (4) 本児の発達上の課題についてD療育機関を受診。同療育機関の見立てとしては、本児は面接時には多動は見られず、知的にも年齢相応の力を持っており、通常学級で問題無いとのことであった。

- (5) 母は本児の小学校入学が心配で、教育委員会の就学相談を受けた。結果は、本児は通常学級が望ましいとの判断がでたが、母が再相談をして、特別支援学級への就学となった。
- (6) 本児はF大学病院を受診。主治医の診断はADHDを合併した高機能の自閉症スペクトラムであった。その後、同病院で通院治療を受けていた。
- (7) H小学校及び同校留守家庭子ども会では、本児に傷・アザ等を認めておらず、本児の行動面、健康面、学習面において特に問題を感じていなかった。本児は周りの子にやさしく接しており、指示をよく理解し行動できていた。また、事件当日まで、本児の養育や家庭等について、母から担任や校長等への相談もなかった。
- (8) 裁判によると、母は全身に痛みが走る病気「線維筋痛症」を抱えており、また、適応障がいなどと診断され、抗うつ剤を処方されていた。

## 7 本事例の分析

- (1) 本児は、病院受診時には多動や衝動性が見られるが、保育所や学校での行動は特に問題がなく、母が関わる場面と関わらない場面で示す本児の行動に乖離が認められる。
- (2) 母は、本児の多動やこだわりに関して育児への負担感を複数の機関に訴えていたが、相談を受けた各機関においては、実際の本児の姿からは発達上の大きな問題を認めなかった機関も多く、母と異なる認識であった。そのような中、母と相談機関の間との認識の相違自体に注目し、母自身が心身の健康や家族関係、養育上の問題を抱えているのではないかという気づきはなく、養育困難な状況についてのアセスメントはなかった。
- (3) 母は、本児の発達上の問題だけでなく、母自身の体調や夫婦関係などの悩みも抱え育児に対する負担感が強まっていたと推測される。しかし、各機関は本児の多動等にかかわる相談には対応していたが、母自身の問題について深く相談にのることはなかった。
- (4) 各機関では、虐待が起きるかどうかという視点で本事例を捉えていたため、医療機関につながったことや、母から本児への日常的な虐待を疑う要素は認められなかったこと等から、リスクを高レベルではとらえていなかった。また、母の実家から転居し、実家の支援が受けにくくなったという情報も把握できなかったこと等から、リスクについて改めて検討することがなかった。

- (5) 母子が本市に転入した際に、父が本児に手をあげるとの話が母からあったが、区保健福祉センターでは、父との別居により虐待のおそれは回避されていると判断し、転入前の自治体に情報照会はしなかった。
- (6) 母は本児の就学前は、自らいろいろな機関に相談をしていたが、就学後は、主治医への相談は継続していたものの、学校など病院以外の機関に悩みを相談することはなかった。
- (7) 母子は、父との別居、母の実家での父との同居、母の実家から離れて親子3人の同居と1年未満に複数回、居住形態が変わり、それに加え、保育園の転園、小学校入学と本児の生活環境も変化したため、周りに継続して関わられる人がいなかったと推測される。
- (8) 母から本児への日常的な虐待は事件前まで認められず、虐待の視点のみでは今回の事件を予測することは困難であったと思われる。また、虐待が起きるリスクという視点に止まらず、母の体調や精神状態、家庭の状況等を踏まえた上で、養育ストレスや孤立感に追いつめられた母による無理心中や子の殺害といった事態が引き起こされるかもしれないという視点から情報を把握することは十分行われなかった。

## 8 提言（今後の課題）

本事例については、事件発生前に日常的な虐待のサインを認めておらず、また、虐待死に至るような重大なリスク要因を複数抱えていたわけでもなく、子どもと母に関わりのあった機関における相談支援は概ね妥当なものだったと言わざるをえない。しかし、検証作業を通じていくつかの課題が判明したので、よりいっそうの予防的措置を、福岡市に対して次のとおり提言する。

### (1) 子どもの発達相談を受けるにあたってのアセスメントの強化

本事例に関与した各機関の本児の発達相談においては、母の訴えだけでなく子どもの実際の言動を十分観察した上で正確なアセスメントが行われていた。しかし、母の訴える本児の多動やこだわりが、相談場面や保育・療育上みられないことが、養育者自身や養育上の問題を反映している可能性について気づきやアセスメントはなかった。養育者の訴えと子どもの実際上の言動との乖離は、相談機関や保育・療育・教育機関においてしばしば遭遇する現象である。このような認識の乖離がみられた場合には、多面的な情報収集や養育者の状況なども含めた緻密なアセスメントを行うなど関係機関の能力向上に努められたい。

### (2) 育児困難を抱える養育者に対する対応の強化

各機関の対応は、本児の発達相談が中心となり、本児の対応の困難さ、母の病気、夫婦関係など、母自身が抱えていた問題への対応や母に対する支援への視点が十分

でなかった。育児困難を抱える養育者に対しては、子どもの障がいや虐待の視点ばかりでなく、家庭の状況、養育者の心身の状況なども含めた養育環境への視点を持ち、無理心中などを視野に入れた対応ができるよう関係機関の能力向上に努められたい。

### (3) 情報収集の強化

父から本児への虐待について母から話があったことから、転入前の自治体から情報を収集すれば、本児の発育・発達、母の精神状態、家庭状況などを含めた各種の情報を得ることができたかもしれず、より多くの情報からリスクを判断できた可能性があったと考えられる。そのため、虐待に関する情報があった場合は、その時点で虐待のおそれが認められなくても、可能な情報収集を行うようにされたい。

### (4) 関係機関の連携強化

発達障がいのある子どもについては、区保健福祉センター、保育所、療育機関、医療機関など関わる機関が多い。母から相談を受けた機関はそれぞれ対応していたが、各機関の情報共有が十分にされていれば、リスクが高い家庭であることが認識でき、転居等、状況の変化に応じたリスクの再検討や支援の検討もできたと思われる。

特に、就学前と就学後で関係機関のつながりが途切れることのないよう、就学前後の情報共有を強化し、子どもはもちろん親に対しても切れ目のない支援を行うようにされたい。

## (参考資料) 福岡市における検証体制

### 福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

#### 1 所管事項

##### (1) 児童虐待による死亡事例等の検証に関すること

死亡事例等が発生した場合に検証について市長からの諮問を受け、検証結果について答申を行う。

##### (2) 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関すること

児童養護施設等における入所児童の権利擁護について、入所児童及び保護者等から寄せられた相談、通告に係る報告及び児童養護施設等の第三者評価の報告等を市から受け、必要に応じて専門的な意見を述べ、助言を行う。

#### 2 委員名簿

(50音順)

安部 計彦	西南学院大学教授 (人間科学部社会福祉学科)
田中 里美	福岡県弁護士会代表
○ 針塚 進	九州大学大学院教授 (人間環境学研究院)
平田 伸子	帝京大学教授 (福岡医療技術学部)
山口 昌子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長 (H22年12月まで)
森住 勝子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長 (H23年1月から)
山下 洋	九州大学病院特任講師 (精神科)

○ 部会長

### 3 審議経過

#### 平成20年9月 6歳児死亡事例の検証

平成21年度第1回権利擁護等専門部会（平成21年7月7日）

事実確認及び検証協議

- (1) 事例検証の趣旨、検証方法、検証手順等の説明
- (2) 事例概要説明
- (3) 事実確認に関する資料の説明
- (4) 検証協議

平成21年度第2回権利擁護等専門部会（平成21年8月27日）

検証協議

- (1) 事実確認に関する追加資料の説明
- (2) 裁判による事実全容解明を待った後に、検証を行うことを承認

平成22年度第1回権利擁護等専門部会（平成22年4月21日）

状況報告

平成22年度第2回権利擁護等専門部会（平成22年6月18日）

状況報告

平成22年度第6回権利擁護等専門部会（平成22年12月7日）

裁判経過報告

平成23年度第1回権利擁護等専門部会（平成23年5月24日）

検証協議

- (1) 事例概要及び事実確認に関する資料の説明
- (2) 事例分析
- (3) 提言協議

平成23年度第2回権利擁護等専門部会（平成23年7月12日）

検証協議及び検証報告書（案）協議

- (1) 事例分析
- (2) 提言協議
- (3) 検証報告書協議

平成23年度第3回権利擁護等専門部会（平成24年1月31日）

検証報告書協議

平成24年度第1回権利擁護等専門部会（平成24年4月18日）

検証報告書協議

福岡市子ども未来局子ども部子ども家庭課  
〒810-8620  
福岡市中央区天神 1 - 8 - 1  
TEL 092-711-4238 (直通)  
FAX 092-733-5534  
E-mail:k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp